

第3章 耐震化のための支援制度

第1節 交付金（社会資本整備総合交付金）

1 住宅・建築物耐震改修事業（平成29年3月現在）

事業要件：事業主体による耐震改修促進計画の策定

区分	対象	内容（補助率等）
耐震診断 補強設計	戸建住宅、 長屋、共同住宅	公共：国1/2、地方1/2 民間：国1/3、地方1/3、所有者1/3
	建築物	公共：国1/2、地方1/2（緊急輸送道路 ^{※1} 沿道建築物） 公共：国1/3、地方2/3 民間：国1/3、地方1/3、所有者1/3
	要緊急安全確 認大規模建築 物（設計のみ）	公共：国1/2、地方1/2 民間：国1/2 ^{※2} 、地方1/2、所有者0（最大）
耐震改修等	要安全確認計 画記載建築物	公共：国1/2、地方1/2 民間：国1/2 ^{※2} 、地方1/2、所有者0（最大、通行障害既存耐震不適格建築物 ^{※3} ） 民間：国1/2 ^{※4} 、地方1/3、所有者1/6（最大、防災拠点建築物 ^{※4} ）
	戸建住宅	公共：国11.5%、地方88.5% 民間：S56.5.31以前建築 国1/3、地方1/3、所有者1/3 S56.6.1～H12.5.31建築 国1/6、地方1/6、所有者2/3 }（効果促進事業） 民間：国11.5%、地方11.5%、所有者77.0%（除却）
	耐震シェルタ ー設置	民間：国11.5%、地方11.5%、所有者77.0%（除却）
	屋根瓦耐震対策	民間：国1/6、地方1/6、所有者2/3（効果促進事業）
	建築物、 長屋、共同住宅	公共：国11.5%、地方88.5%（一定要件の建築物） 公共：国1/3、地方2/3（避難所等 ^{※5} 、緊急輸送道路沿いの一定要件の建築物） 民間：11.5%、地方11.5%、所有者77.0%（一定要件の建築物） 民間：国1/6、地方1/6、所有者2/3（避難所等、緊急輸送道路沿いの一定要件の建築物）
	要緊急安全確 認大規模建築 物	公共：国11.5%、地方88.5% 民間：国1/3 ^{※2} 、地方1/3、所有者1/3（最大）
	要安全確認計 画記載建築物	公共：国2/5、地方3/5 民間：国1/5 ^{※2} 、地方1/6%、所有者19/30（最大）
	特定天井耐震 対策	公共：国11.5%、地方88.5% 公共：国1/3、地方2/3（避難所等） 民間：11.5%、地方11.5%、所有者77.0% 民間：国1/6、地方1/6、所有者2/3（避難所等）
	非構造部材耐 震対策	民間：11.5%、地方11.5%、所有者77.0% }（効果促進事業） 民間：国1/6、地方1/6、所有者2/3（避難所等）
その他耐震化の促進に 関する事業		公共：国1/2、地方1/2 民間：国1/3、地方1/3、所有者1/3 (耐震化の促進に関する事業の例) 耐震改修促進計画の策定、地震ハザードマップの策定、 耐震診断、耐震改修促進パンフレットの作成・配布、 説明会・講習会等の開催

※ 地方公共団体の補助制度創設状況により対象とならないものを含む

※1 地域防災計画及び耐震改修促進計画に位置づけられた緊急輸送道路

※2 耐震対策緊急促進事業補助金を含む

※3 耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に規定する建築物

※4 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する建築物

※5 避難所等として地域防災計画に位置付けられているもの等

第2節 税制

平成29年3月現在

区分	対象	種別	税	主な内容
耐震改修	住宅	住宅ローン減税（租41）	所得税	10年間、ローン残高の1%を控除
			所得税	標準的な工事費用相当額の10%（25万円を上限）を控除
		耐震改修税制 (租41の19の2) (地附15の9) (租11の2、43の2、 68の17) (地附15の10)	固定資産税	固定資産額（120m ² 相当分まで）を以下とのとおり減額 ①平成18～21年に実施：3年間1/2 ②平成22～24年に実施：2年間1/2 ③平成25～29年度に実施：1年間1/2
	要緊急安全確認大規模建築物 又は 要安全確認計画記載建築物		所得税 法人税	耐震改修工事の費用の25%について 特別償却
			固定資産税	固定資産額を2年間1/2減額
関連	住宅	住宅ローン減税制度 (租41)	所得税	耐震改修を行った中古住宅を取得した場合の税制特例措置
		特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（租36の2）	所得税 住民税	
		直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租70の2）	贈与税	
		特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（租70の3）	贈与税	
		住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（租73）	登録免許税	
		住宅取得資金の貸付け等の抵当権設定登記の税率の軽減（租75）	登録免許税	
		特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（租74の3）	登録免許税	
		中古住宅の取得に係る中古住宅及び中古住宅用の土地に対する不動産取得税の特例措置（地73の14、73の24）	不動産取得税	